

## 【交通・情報通信委員会】

### (1) 審議概観

第145回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出13件（うち本院先議4件）、承認案件は内閣提出2件（うち本院先議1件）であり、いずれも可決・承認した。また、本委員会付託の請願4種類41件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案等の審査〕

内閣提出13件中、参議院先議は次の4件であった。

**電波法の一部を改正する法律案**は、衛星通信やデジタル技術を利用した新たな海上遭難・安全システム（GMDSS）への移行のため、モールス信号による遭難通信の聴守を義務付けた規定を廃止する等の措置を講ずるとともに、無線局の増加の状況等にかんがみ電波利用料の金額を引き下げる等の改正を行おうとするものである。

委員会においては、GMDSS遭難信号誤発射対策、不法無線局対策強化の必要性、電波利用料の使途の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、5項目から成る附帯決議を行った。

**郵便法の一部を改正する法律案**は、郵便料金の納付を他者に委託して行うことができることとするものである。これは、郵政省が平成11年度からの導入を予定している、利用者がパソコンで作成した文書・図画をインターネット経由で郵便として差し出すハイブリッドメールサービスについて、このサービスの料金の納付をクレジットカードの利用によりインターネット上で処理が完結できるようにしようとするものである。

委員会においては、ワンストップ行政サービスへの取組、ハイブリッドメールサービスの収支見込みと料金設定、クレジットカード決済の範囲と拡大の可能性、郵便事業における地球環境対策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**道路運送車両法の一部を改正する法律案**は、事業用トラック、バス、タクシー等について、定期点検の間隔を現行の1か月から3か月に延長するとともに、車両総重量8トン未満の貨物トラック、レンタカーの乗用車について、初めて交付される自動車検査証の有効期間を、1年から2年に延長しようとするものである。

委員会においては、法改正に伴う影響と整備事業者への支援強化策、自動車排ガス検査体制の強化策、自動車検査証への留意事項明記等、点検整備の確実な実施策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

**船舶法の一部を改正する法律案**は、現行の船舶法が、取締役の全員が日本国民である株式会社の所有する船舶を日本船舶としているのを、代表者の全員及び取締役の3分の2以上が日本国民である会社が所有する船舶を日本船舶とする等の改正を行うものである。

委員会においては、法改正の経緯と政策的意図、船舶の登記・登録制度の一元化の是非、日本商船隊における日本籍船の現状と確保策、外航海運の空洞化対策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

衆議院送付は次の9件であった。

**特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案**は、通信・放送機構に行わせる特定公共電気通信システム（公共性を有する業務の用に供する電気通信システムのうち、当該業務の利便性を効果的に高めるもの）として、国家公安委員会及び自治省との連携によるものを追加しようとするものである。

**通信・放送機構法の一部を改正する法律案**は、郵政省の認可法人である通信・放送機構が行う通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部について、経営の自立化を図るため、業務に必要な資金の出資資格者から政府を除く等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して審査し、公共分野の情報化に対する省庁間連携の必要性、機構の衛星管制業務の自立化と今後の在り方、機構が実施している業務の評価方法等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

以下の運輸省提出4法律案は、平成9年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進計画の再改定について」において、国内航空運送、タクシー、バス、鉄道及び国内旅客船の各事業分野の需給調整規制廃止等が盛り込まれたことを受け提出されたものである。

**鉄道事業法の一部を改正する法律案**は、鉄道事業への参入について、需給調整規制を廃止し、現行の免許制から、路線ごとに事業の実現可能性・継続性・安定性、輸送の安全性等を審査する許可制へと改め、また、鉄道事業からの退出について、現行の許可制を改め、原則1年前の事前届出制とするとともに、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること、鉄道間の乗継ぎの円滑化のための措置を創設すること等により鉄道事業者による多様かつ良質なサービスの提供を促進し、併せて、鉄道技術の発達等に対応して、鉄道に係る安全規制の合理化等を行おうとするものである。

**道路運送法の一部を改正する法律案**は、一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）への参入について、需給調整規制を廃止し、現行の免許制から、申請が輸送の安全上や事業遂行上適切な事業の計画を有する等の一定の基準に適合していれば参入を認める許可制に改め、事業区域ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とし、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により貸切バス事業者による多様なサービスの提供を促進し、併せて、運行管理制度の充実を図ることにより旅客自動車運送事業の輸送の安全を確保しようとするものである。

**海上運送法の一部を改正する法律案**は、一般旅客定期航路事業等への参入について、需給調整規制を廃止し、現行の免許制を許可制へ改め、運航ダイヤ並びに運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とするとともに、航路の休廃止について、許可制から休廃止の日の30日前までの事前届出制に改め、船舶以外には交通機関がない区間等に係る離島等の地域住民の生活に必要な生活航路における輸送を確保するため、運輸大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定区間を指定し、指定区間においては、事業の休廃止については休廃止の日の6か月前までの事前届出制とすること等の特例を設ける等の措置を講じようとするものである。

**航空法の一部を改正する法律案**は、国内航空運送事業への参入について、需給調整規制を廃止して、事業への参入を路線ごとの免許制から事業ごとの許可制に改め、運航ダイヤ並びに運賃・料金の設定及び変更につき原則届出制とし、併せて、航空技術の発達等に対応して、航空に係る安全規制の合理化を行うとともに、国内定期航空運送事業に係る路線の廃止について、原則として廃止の日の6か月前までの事前届出制とする等の改正を行お

うとするものである。

委員会においては、鉄道事業法の一部を改正する法律案及び道路運送法の一部を改正する法律案を一括して審査し、鉄道及び貸切バス事業の需給調整規制廃止の意義とその及ぼす影響、鉄道事業に対する国の支援の在り方、鉄道事業の廃止を許可制から届出制としたことの是非と代替輸送の確保、運行管理者制度の強化による安全運行確保と労働環境の改善等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決した。なお、鉄道事業法の一部を改正する法律案に対し、5項目から成る附帯決議を、また、道路運送法の一部を改正する法律案に対し、4項目から成る附帯決議を行った。

また、後日、海上運送法の一部を改正する法律案及び航空法の一部を改正する法律案を一括して審査し、需給調整規制の廃止と生活交通の確保策、航空及び海上運送における安全確保と公正競争の維持、航空事業への新規参入促進と整備体制の在り方、離島航路の維持と補助制度の必要性等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、海上運送法の一部を改正する法律案に対し、4項目から成る附帯決議を、また、航空法の一部を改正する法律案に対し、3項目から成る附帯決議を行った。

**有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案**は、ケーブルテレビ事業者に合併等があったときの地位の承継規定を整備し手続きを簡素化するとともに、ケーブルテレビ施設設置の許可について外国人等であることを欠格事由としないこととする等の改正を行おうとするものである。これらの措置は、平成10年3月31日に閣議決定された「規制緩和推進3か年計画」を受けたものである。

**放送法の一部を改正する法律案**は、地上放送の分野においてデジタルテレビジョン放送等を導入するに際して、「テレビジョン放送」及び「超短波放送」の定義を拡大し、従来、別の放送として送信されていた映像又は音声に伴わない文字・図形等（映像又は音声と同時性かつ直接的関連性を持たない独立データ）を映像又は音声にあわせ送信することができるようにする等の改正を行おうとするものである。

**高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案**は、デジタルテレビジョン放送の早期の普及を図るため、高度テレビジョン放送施設整備事業を実施しようとする者は、当該事業の実施に関する計画を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が相当である旨の認定を受けることができることとし、併せて、通信・放送機構の業務に高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入に係る債務保証の業務を追加しようとするものである。なお、この法律は、地上デジタルテレビジョン放送の普及及びアナログ放送終了の目標である平成22年末までに廃止するものとされている。

委員会においては、3法律案を一括して審査し、地上放送デジタル化の意義・スケジュール等の国民への周知の必要性、各放送メディアの将来展望と放送政策の在り方、デジタル化に要する投資費用及び財政支援、ケーブルテレビに係る外資規制撤廃による国内事業者への影響等について質疑が行われ、まず、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案は、討論の後、多数をもって可決された。次に、放送法の一部を改正する法律案、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案は、それぞれ全会一致をもって可決された。なお、放送法の一部を改正する法律案に対し、6項目から成る附帯決議を、また、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措

置法案に対し、2項目から成る附帯決議を行った。

内閣提出の承認案件は、次の2件であった。

**放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件**は、日本放送協会の平成11年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

委員会においては、地上放送のデジタル化に向けた取組、映像国際放送のさらなる充実と国の支援の在り方、字幕放送の充実強化策等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。なお、8項目から成る附帯決議を行った。

**地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件**は、栃木県佐野市に関東運輸局栃木陸運支局佐野自動車検査登録事務所を設置するに当たり、国会の承認を求めようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって承認された。

#### 〔国政調査等〕

3月4日、運輸行政の基本施策及び平成11年度運輸省関係予算について運輸大臣から所信及び説明を、郵政行政の基本施策及び平成11年度郵政省関係予算について郵政大臣から所信及び説明をそれぞれ聴取し、3月9日、まず、運輸行政の基本施策について質疑を行い、次に、郵政行政の基本施策について質疑を行った。

運輸行政の基本施策については、運輸分野の2000年問題に対する取組、自動車損害賠償責任保険再保険の在り方、二酸化炭素排出削減対策の状況、需給調整規制廃止に伴う鉄道事業の生活路線確保策、中央省庁再編における総合交通政策推進の明確化、国鉄長期債務の厚生年金移換分のJ R追加負担の経緯等について質疑を行った。

郵政行政の基本施策については、学校インターネットへの取組、放送デジタル化に伴う費用負担の在り方、NTTの分割・再編問題、情報バリアフリーへの取組、情報化推進における政府の役割、放送デジタル化のメリットと国による支援の必要性等について質疑を行った。

7月27日、山陽新幹線福岡トンネルコンクリート剥落事故に関する件及び全日空61便ハイジャック事件に関する件について運輸大臣から報告を聴取した後、両件、J R株式の売却とJ R各社の完全民営化、チャイルドシートの普及促進策等について質疑を行った。

なお、3月12日及び15日、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度運輸省関係予算及び郵政省関係予算の審査を行った。

運輸省関係については、整備新幹線全線フル規格化へ向けた基本スキーム見直し、地方鉄道に対する国の支援の必要性、自動車関係税制のグリーン化による税の加重負担の懸念、空港周辺での曲芸飛行の禁止、総合交通体系確立のための関係特別会計一本化、ナホトカ号重油流出事故のその後の対応等について質疑を行った。

郵政省関係については、地上波デジタル化への取組、我が国通信事業者の諸外国への参入時の障壁、通信技術の国際標準化への国のバックアップ、情報通信分野の2000年問題への対応、郵政三事業の経営見直しの有無、郵便事業収支悪化の原因分析、郵便物新型区分機調達の入札談合疑惑への対応等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

### ○平成11年3月4日(木)(第1回)

- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査を行うことを決定した。
- 運輸行政の基本施策に関する件及び平成11年度運輸省関係予算に関する件について川崎運輸大臣から所信及び説明を聴いた。
- 郵政行政の基本施策に関する件及び平成11年度郵政省関係予算に関する件について野田郵政大臣から所信及び説明を聴いた。

### ○平成11年3月9日(火)(第2回)

- 運輸行政の基本施策に関する件について川崎運輸大臣、政府委員、大蔵省及び金融監督庁当局に対し質疑を行った。
- 郵政行政の基本施策に関する件について野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

### ○平成11年3月12日(金)(第3回)

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成11年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成11年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成11年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(運輸省所管(海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く)及び郵政省所管(郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く))  
(郵政省所管(郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く))について野田郵政大臣、政府委員、会計検査院当局及び参考人日本放送協会理事酒井治盛君に対し質疑を行った。

### ○平成11年3月15日(月)(第4回)

- 平成11年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成11年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成11年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(運輸省所管(海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く)及び郵政省所管(郵便貯金特別会計及び簡易生命保険特別会計を除く))  
(運輸省所管(海上保安庁、海難審判庁、気象庁及び港湾整備特別会計を除く))について川崎運輸大臣、政府委員、環境庁、自治省及び海上保安庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

### ○平成11年3月23日(火)(第5回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）（衆議院送付）について野田郵政大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長海老沢勝二君から説明を聴き、同大臣、政府委員、参考人日本放送協会専務理事・技師長長谷川豊明君、同協会専務理事河野尚行君、同協会理事酒井治盛君、同協会会長海老沢勝二君、同協会理事松尾武君及び同協会理事芳賀譲君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第1号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第57号）

以上両案について野田郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成11年4月13日（火）（第6回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 電波法の一部を改正する法律案（閣法第56号）について野田郵政大臣、政府委員及び参考人日本放送協会理事酒井治盛君に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第56号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 郵便法の一部を改正する法律案（閣法第57号）について野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第57号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし

- 道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第61号）

船舶法の一部を改正する法律案（閣法第62号）

地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）

以上3案件について川崎運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成11年4月15日（木）（第7回）

- 道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第61号）について川崎運輸大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第61号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院  
反対会派 共産

- 船舶法の一部を改正する法律案（閣法第62号）について川崎運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第62号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院  
反対会派 共産

- 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登

録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）を承認すべきものと議決した。

（閣承認第2号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし

- 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）  
通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）  
以上両案について野田郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成11年4月27日（火）（第8回）

- 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）  
通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）  
以上両案について野田郵政大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第50号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし

（閣法第51号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院  
反対会派 なし

#### ○平成11年5月11日（火）（第9回）

- 鉄道事業法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）  
道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）  
以上両案について川崎運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成11年5月13日（木）（第10回）

- 鉄道事業法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）  
道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）  
以上両案について川崎運輸大臣、政府委員及び国土庁当局に対し質疑を行った。  
鉄道事業法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第43号） 賛成会派 自民、民主、公明、自由、参院  
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第44号） 賛成会派 自民、民主、公明、自由、参院  
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を

改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）

放送法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案（閣法第93号）（衆議院送付）

以上3案について野田郵政大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成11年5月18日（火）（第11回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）

放送法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案（閣法第93号）（衆議院送付）

以上3案について野田郵政大臣、政府委員、参考人日本放送協会理事山田勝美君及び同協会専務理事・技師長長谷川豊明君に対し質疑を行った。

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第70号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、参院

反対会派 共産

放送法の一部を改正する法律案（閣法第92号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第92号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案（閣法第93号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第93号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、参院

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

#### ○平成11年6月1日（火）（第12回）

○海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

以上両案について川崎運輸大臣から趣旨説明を聴いた。

#### ○平成11年6月3日（木）（第13回）

○海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

航空法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

以上両案について川崎運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第45号） 賛成会派 自民、民主、公明、自由、参院

反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

**航空法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）**について討論の後、可決した。

（閣法第46号） 賛成会派 自民、民主、公明、自由、参院  
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

### ○平成11年7月27日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 山陽新幹線福岡トンネルコンクリート剥落事故に関する件及び全日空61便ハイジャック事件に関する件について川崎運輸大臣から報告を聴いた後、両件、J R株式の売却とJ R各社の完全民営化に関する件、チャイルドシートの普及促進策に関する件等について川崎運輸大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った。

### ○平成11年8月13日（金）（第15回）

- 請願第290号外40件を審査した。
- 運輸事情、情報通信及び郵便等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## (3) 成立議案の要旨・附帯決議

### 鉄道事業法の一部を改正する法律案（閣法第43号）

#### 【要 旨】

本法律案は、近年の鉄道事業者間の競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、鉄道事業への参入に係る需給調整規制を原則として廃止して事業への参入を容易にし、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること、鉄道間の乗継ぎの円滑化のための措置を創設すること等により鉄道事業者による多様かつ良質なサービスの提供を促進し、併せて、鉄道技術の発達等に対応して、鉄道に係る安全規制の合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 鉄道事業に係る参入規制の見直し

- (1) 鉄道事業の参入規制を免許制から許可制に改めることとする。
- (2) 運輸大臣は、許可の申請が輸送の経営上、安全上及び事業遂行上適切な事業の計画を有するものであること等の一定の基準に適合していれば鉄道事業の許可をすることとし、事業の開始が輸送需要に対し適切なものであるか否か、事業の供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであるか否かについての審査を廃止することとする。

#### 2 鉄道事業に係る安全規制の見直し

- (1) 運輸大臣は鉄道事業者の申請により、鉄道施設又は車両の設計に関する業務を一体

的かつ有機的に実施する事務所ごとに、当該業務の能力が一定の基準に適合することについて、認定を行うこととする。

(2) 認定鉄道事業者は、その設置する(1)の認定を受けた事務所が、鉄道施設又は車両を設計し、かつ、技術上の基準に適合することを確認した場合には、工事の施行の認可の申請等に際し、簡略化された手続によることができることとする。

### 3 鉄道事業に係る運賃及び料金規制の見直し

(1) 旅客又は貨物の運賃及び一定の料金の設定又は変更についての認可を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるか否かを審査して運輸大臣が認可した上限の範囲内での事前届出に改めることとする。

(2) 運輸大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するものであると認めるときは、鉄道運送事業者に対し、期限を定めてその運賃又は料金を変更すべきことを命ずることができることとする。

### 4 乗継円滑化措置

(1) 鉄道事業者は、利用者の利便の増進を図るため、他の鉄道事業者と相互に協力して、他の鉄道事業者の鉄道との間の乗継円滑化措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(2) 鉄道事業者が他の鉄道事業者に対し乗継円滑化措置に関する協議を求めたときは、当該他の鉄道事業者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならないこととするとともに、運輸大臣は、一方の鉄道事業者から申立てがあったときは、他の一方の鉄道事業者に対し、協議の開始又は再開を命ずることができることとする。

(3) (2)の命令があった場合において、乗継円滑化措置に関する取決めの条件について当事者間の協議が調わないときは、当事者は、運輸大臣の裁定を申請することができることとする。

(4) 運輸大臣は、利用者の利便の増進の程度、建設又は改良に要する費用等を考慮して特に必要があると認める場合には、鉄道事業者に対し、乗継円滑化措置を講ずべきことを勧告することができるものとするとともに、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができることとする。

### 5 鉄道事業に係る退出規制の見直し

(1) 事業の休止についての許可を事前届出に改めることとする。

(2) 事業の廃止についての許可を1年前の事前届出に改めることとし、運輸大臣は、当該届出に係る廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関し、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取することとする。

(3) 運輸大臣は、(2)の意見聴取の結果、届出に係る廃止の日より前に当該廃止を行ったとしても公衆の利便を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨を鉄道事業者に通知することとし、当該鉄道事業者は、当該通知を受けたときは、あらかじめ運輸大臣に届け出ることにより、廃止の日を繰り上げることができることとする。

### 6 その他

(1) 鉄道事業に係る参入規制及び退出規制について、当分の間、貨物運送に関する特例を規定することとする。

(2) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

から施行することとする。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 1 鉄道事業者が鉄道事業を廃止する場合には、地元住民・利用者の声を反映し、沿線地域の交通利便を確保するため、地元協議会を設置するなど関係者の意見を十分に聴取し尊重すること。
- 2 鉄道事業を廃止し、代替輸送に転換する時には、利用者に過重な費用負担をかけることのないよう配慮すること。
- 3 鉄道事業の廃止によって鉄道貨物輸送ネットワークの確保に支障が生じないように十分に配慮すること。
- 4 乗継円滑化措置を講ずるに当たっては、利用者利便の向上を図るため、運輸大臣の協議命令・裁定・勧告に関する規定については、その要件の明確化に努め、適切に運用すること。
- 5 安全規制の見直しに当たっては、認定事業者の業務の能力基準を明確に定めると同時に、鉄道事故の発生を未然に防止し、安全を確保するため、事故原因の調査・分析と再発防止策を適正に行うための措置を講じること。

右決議する。

## 道路運送法の一部を改正する法律案（閣法第44号）

### 【要 旨】

本法律案は、近年の一般貸切旅客自動車運送事業者間の競争の促進による利便性の向上の要請に対応して、一般貸切旅客自動車運送事業への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、事業区域ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とし、運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により一般貸切旅客自動車運送事業者による多様なサービスの提供を促進し、併せて、運行管理制度の充実を図ることにより旅客自動車運送事業の輸送の安全を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業に係る参入規制、運賃及び料金規制等の見直し

- (1) 参入規制の見直し

一般貸切旅客自動車運送事業の参入について、免許制を許可制とし、運輸大臣は、許可申請が輸送の安全上及び事業遂行上適切な事業の計画を有するものであること等の一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、当該事業の開始によって供給輸送力が輸送需要量に対し不均衡とならないものであるか否か等についての審査を廃止する。

- (2) 運賃及び料金規制の見直し

一般貸切旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金の設定又は変更について、認可制から事前届出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するものであると認めるときは、これを変更することを命ずることができることとする。

- (3) 事業計画規制の見直し

一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業計画の変更については、原則認可制とするが、事業用自動車の数その他の事項については事前に、営業所の名称その他の軽微な事項については事後に、それぞれ運輸大臣に届け出ることとする。

#### (4) 退出規制の見直し

一般貸切旅客自動車運送事業に係る事業の休廃止について、許可制から事後届出制に改めることとする。

#### 2 旅客自動車運送事業に係る安全規制の見直し

旅客自動車運送事業の輸送の安全の確保を図るため、運行管理者の権限の明確化等を行うとともに、その他所要の改正を行う。

#### 3 その他

この法律は、平成12年2月1日から施行するとともに、この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとする。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 1 一般貸切旅客自動車運送事業の許可に当たっては、最低車両台数の確保等輸送の安全を確保するための適切な事業計画及び事業遂行能力等に関する審査を厳正に行うこと。また、その許可基準を具体的に定めて公示するなど、許可制度の運用について統一性、透明性を確保すること。
- 2 運転者の過労運転による事故防止を図るため、自動車運転者の労働時間改善基準遵守を前提とする運行計画の策定及び書面による運行指示を徹底する措置を講ずること。また、運送契約時においても基準が遵守されるよう関係者間の協議の場を設置するなど適切な措置を講ずること。
- 3 一般貸切旅客自動車運送事業の適正化を図るため、運賃料金の変更命令、輸送の安全確保に関する是正命令、事業の改善命令、許可の取り消し処分等について厳正かつ機動的に行うこと。
- 4 一般貸切旅客自動車の運行の安全を確保することにおいて、一般貸切旅客自動車運送事業者の責任が回避されることのないよう、運行管理に係る規定の運用に十分留意すること。

右決議する。

### 海上運送法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

#### 【要 旨】

本法律案は、近年の船舶運航事業者間の競争の促進による国内海上旅客輸送の利便性の向上の要請に対応して、離島等の住民の生活に必要な輸送を確保するための措置を講じつつ、一般旅客定期航路事業等への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、運航ダイヤ並びに運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により当該事業を営む者による多様なサービスの提供を促進するとともに、旅客輸送に係る安全の確保及び利用者の保護の徹底を図るための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 目的の改正

海上運送法の目的を、海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするにより、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することとする。

## 2 一般旅客定期航路事業に係る参入規制、運賃及び料金規制等の見直し

### (1) 参入規制の見直し

一般旅客定期航路事業の参入について、免許制を許可制とし、運輸大臣は、許可申請が輸送の安全上及び事業遂行上適切な事業の計画を有するものであること等の一定の基準に適合していれば参入を認めることとし、当該事業の開始によって供給輸送力が輸送需要に対し著しく供給過剰にならないか否か等についての審査を廃止することとする。

### (2) 運賃及び料金規制の見直し

一般旅客定期航路事業に係る運賃及び料金の設定又は変更について、認可制を事前届出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するときは、これを変更することを命ずることができることとする。

### (3) 運航ダイヤ規制の見直し

一般旅客定期航路事業に係る運航ダイヤの設定又は変更について、事業計画の一部としての認可制から、事業計画とは独立した船舶運航計画としての事前届出制に改めることとする。

### (4) 退出規制の見直し

一般旅客定期航路事業に係る航路の休廃止について、許可制から休廃止の日の30日前までの事前届出制に改めることとする。

### (5) 指定区間に係る特例

① 船舶以外には交通機関がない区間等に係る離島等の地域住民の生活に必要な生活航路における輸送を確保するため、運輸大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて指定区間を指定することとする。

② 指定区間においては、船舶運航計画の内容が一定の基準を満たすものであることを事業参入の許可の要件とすること、運賃の設定又は変更については認可を受けた運賃の上限の範囲で行わなければならないこと、船舶運航計画は事業参入の許可申請時に提出しその変更については認可制とすること、事業の休廃止については休廃止の日の6月前までの事前届出制とすること等の特例を設けることとする。

## 3 人の運送に係る安全規制及び利用者保護規制の適用範囲の見直し

旅客輸送に係る安全の確保及び利用者利益の保護の徹底を図るため、旅客定員の多寡、内航外航の別にかかわらず、すべての旅客輸送を行う事業者に対して運航管理規程の作成義務、運賃及び料金並びに運送約款の公示義務等の規制を適用することとする。

## 4 その他

(1) 航路を定めて旅客船により短期間人の運送をする不定期航路事業を旅客不定期航路事業として扱い、当該事業に係る参入並びに運賃及び料金の設定又は変更について、一般旅客定期航路事業と同様の見直しを行うこととする。

(2) 自動車航送貨物定期航路事業及び遊覧旅客不定期航路事業に関する規定を廃止するほか、所要の改正を行うこととする。

- (3) この法律は、平成12年10月1日から施行することとするが、指定区間の指定に係る規定については、公布の日から施行することとする。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に向け万全を期すべきである。

- 1 安全で安定的な海上運送サービスを確保するため、公正な市場環境を整備するよう適切な措置を講ずること。
  - 2 離島航路など生活交通を確保するため、クリームスキミングの防止に努め、国及び地方公共団体における必要な行財政措置を講ずること。
  - 3 海上運送における安全を確保するため、事業者の遵守事項を明確にし、計画的かつ着実な監査を実施するなどの指導監督を強化するとともに、輸送の安全確保に関する命令等について厳正かつ機動的に行うこと。
  - 4 需給調整規制の廃止に伴う競争により船員の雇用不安が生じないように、船員雇用施策の拡充を図ること。
- 右決議する。

## 航空法の一部を改正する法律案（閣法第46号）

### 【要 旨】

本法律案は、近年の航空運送事業者間の競争の促進による国内航空輸送の利便性の向上の要請に対応して、国内航空運送事業への参入に係る需給調整規制を廃止して事業への参入を容易にし、路線ごとの免許制を改めて事業ごとの許可制とし、運航ダイヤ並びに運賃及び料金の設定及び変更につき原則届出制とすること等により航空運送事業者による多様なサービスの提供を促進し、併せて、航空技術の発達等に対応して、航空に係る安全規制の合理化を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 目的の改正

航空法の目的を、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保してその利用者の利便の増進を図ることにより、航空の発達を図り、もって公共の福祉を増進することとする。

#### 2 航空運送事業に係る参入規制、運賃及び料金規制等の見直し等

##### (1) 参入規制の見直し

定期航空運送事業と不定期航空運送事業の事業区分を航空運送事業に一本化するとともに、参入規制を路線ごとの免許制から事業ごとの許可制とし、輸送の安全、事業の適切性等を確保する観点から定めた一定の基準に適合していれば航空運送事業の許可をすることとし、当該事業の開始によって当該路線における供給輸送力が輸送需要に対し著しく供給過剰にならないか否か等についての審査を廃止する。

##### (2) 運賃及び料金規制の見直し

国内航空運送に係る運賃及び料金の設定又は変更について、認可制を事前届出制に改めるとともに、運輸大臣は、届け出られた運賃又は料金が一定の事由に該当するときはこれを変更することを命ずることができる。

(3) 運航ダイヤ規制の見直し

国内定期航空運送事業に係る運航ダイヤについての規制を、事業計画の一部としての認可制から、事業計画とは独立した運航計画としての事前届出制に改める。

(4) 混雑飛行場に係る特例

混雑飛行場を使用して国内定期航空運送事業を經營しようとする本邦航空運送事業者は、混雑飛行場を使用して運航を行うことについて一定期間ごとに運輸大臣の許可を受けなければならないこととするとともに、許可を受けた事項の変更をするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(5) 退出規制の見直し

路線の休止を廃止に一本化するとともに、国内定期航空運送事業に係る路線の廃止について、原則として廃止の日の6月前までの事前届出制とする。

3 航空技術の発達等に対応した安全規制の見直し

(1) 整備士制度の見直し

航空整備士の資格について、航空機の最大離陸重量による1等から3等までの区分から、航空機の用途による1等及び2等の区分に改めるとともに、新たに航空運航整備士の資格を設け、これについても航空整備士の資格と同様に1等及び2等に区分する。

(2) 機長路線資格制度の見直し

航空運送事業の用に供する航空機の機長の資格について、路線ごとに運輸大臣の認定を受けることを不要とする。

(3) 事故等の報告の制度の義務付けの見直し

機長は、事故が発生するおそれがあると認められる運輸省令で定める事態が発生したと認めるときは、運輸大臣にその旨を報告しなければならない。

4 施行期日

この法律は、平成12年2月1日から施行する。ただし、整備士制度の見直しの規定については平成12年9月1日から施行する。

**【附 帯 決 議】**

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

- 1 離島住民の日常生活に必要な不可欠な航空路線を確保するため、国及び地方公共団体における必要な財政措置を講ずること。
- 2 航空運送事業の許可に当たっては、輸送の安全確保の観点から適切な事業の計画及び事業遂行能力等についての審査を厳正に行うとともに、その基準を具体的に定めて公表する等、許可の運用について明確性、透明性を確保すること。
- 3 航空旅客の利便増進を図るため、混雑空港解消に向けて、大都市圏の空港整備を積極的に進めるなど航空交通容量の拡大に格段の努力をすること。  
右決議する。

**特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第50号）**

**【要 旨】**

本法律案は、高度情報通信社会の構築に資するため、警察通信の安全を確保するための機能を有する電気通信システム並びに水火災等の災害の状況を把握し、及びこれらの災害による被害を予測するための機能を有する電気通信システムを特定公共電気通信システムに加える等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 特定公共電気通信システムの有する機能として次に掲げるものを追加する。
  - (1) 警察通信の安全を確保するための機能
  - (2) 水火災又は地震等の災害の状況を把握し、及びこれらの災害による被害を予測するための機能
- 2 特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発と次の(1)及び(2)に掲げるそれぞれの技術に関する研究開発とを一体的に実施する業務を追加する。
  - (1) 電気通信をその手段とする犯罪の手口に関する情報の管理の技術
  - (2) 消防情報の管理の技術
- 3 主務大臣の追加等所要の改正を行う。
- 4 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**通信・放送機構法の一部を改正する法律案（閣法第51号）**

**【要 旨】**

本法律案は、通信・放送機構（以下「機構」という。）が行う通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部について、経営の自立化を図るため、当該一部の業務に必要な資金に係る出資資格者から政府を除くこととする等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 出資資格者の限定  
機構が通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部に必要な資金に充てるため資本金の増加をするときは、政府は出資資格を有しないこととする。
- 2 財務諸表等に関する規定の整備  
機構に貸借対照表等の官報公告等を義務付ける。
- 3 その他
  - (1) この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
  - (2) これまで通信衛星及び放送衛星の制御等の業務の一部に必要な資金に充てるため機構に出資された政府出資金は、施行日において払い戻されたものとし、その払い戻された金額に相当する金額が、施行日において、政府の一般会計から機構に対し無利子で貸し付けられたものとする。

## 電波法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（先議）

### 【要 旨】

本法律案は、最近における航空無線通信の多様化に対処するため航空機地球局等について電気通信業務を行うこと以外のことを目的としても開設することができるようにすることとし、あわせて国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則等の改正に伴い海上における遭難通信等に関する規定の整備をするとともに、無線局の増加の状況等にかんがみ電波利用料の金額を引き下げる等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 航空機地球局等に関する規定の整備

航空機地球局及び航空地球局について、電気通信業務を行うことを目的とするものに加えて、同業務以外のことを目的としても開設することができるようにするため、その開設目的等に関する規定の整備を行う。

#### 2 遭難通信に関する規定の整備

新たな海上遭難・安全システムへの移行のための国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則等の改正に伴い、モールス信号による遭難通信の聴守を義務付けた規定及び遭難通信で使用する周波数の電波を発射してはならない時間を定めた規定の廃止等の措置を講ずる。

#### 3 電波利用料の金額の見直し

無線局の増加の状況等にかんがみ、一部の無線局の区分について電波利用料の金額を引き下げる。

#### 4 その他

この法律は、公布の日から施行する。ただし、航空機地球局及び航空地球局に関する事項は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

- 1 免許人の拠出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、電波利用料を財源とする施策とその他の施策を明確に区分し、電波行政経費の負担を免許人に安易に転嫁することなく、一般財源による十分な電波行政予算の確保を図り、電波行政の充実に努めること。
- 2 電波利用料額については、最近の携帯電話等の無線局の増加状況等を踏まえ、今後ともその算定について見直しを行い、適正な水準を確保すること。
- 3 電波の公共性・希少性にかんがみ、周波数割当方式の在り方を検討するとともに、周波数割当手続の透明性の一層の向上を図ること。
- 4 電波利用の拡大に適切に対応するため、今後とも電磁波の人体に対する影響等について調査・研究を進め、国民が安心して電波を利用できるよう環境整備を図ること。また、不法無線局による混信・妨害が及ぼす影響の重大性にかんがみ、その対策の一層の充実・強化に努めること。
- 5 GMDSS（海上における遭難及び安全に関する世界的な制度）について、その遭難警報の大半が誤発射である現状を踏まえ、誤発射の原因の究明を図るとともに、使用方

法の周知徹底等の対策を進め、GMDSSのより円滑な運営が図られるよう万全を期すこと。

右決議する。

### 郵便法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（先議）

#### 【要 旨】

本法律案は、郵便の利便の向上を図るため、郵便に関する料金の納付を他の者に委託して行うことができることとするものであり、その主な内容は、郵便利用者が郵便に関する料金の納付をクレジットカードの事業者であって郵政大臣が指定する者に委託することができることとするものである。

### 道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第61号）（先議）

#### 【要 旨】

本法律案は、最近における自動車に関する技術の進歩及び使用形態の変化に対応して、自動車運送事業の用に供する自動車等に係る定期点検の間隔を延長するとともに、一定の車両総重量未滿の貨物の運送の用に供する自動車等に係る自動車検査証の有効期間を延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 1 自動車運送事業の用に供する自動車等に係る定期点検の間隔の延長

自動車運送事業の用に供する自動車及び運輸省令で定める自家用自動車に係る定期点検の間隔を現行の1月から3月に延長する。

#### 2 一定の車両総重量未滿の貨物自動車等に係る自動車検査証の有効期間の延長

車両総重量8トン未滿の貨物の運送の用に供する自動車及び運輸省令で定める自家用自動車について、初めて自動車検査証の交付を受ける場合の自動車検査証の有効期間を現行の1年から2年に延長する。

#### 3 その他

(1) この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) 2については、この法律の施行の日以後に初めて自動車検査証の交付を受けた自動車について適用する。

### 船舶法の一部を改正する法律案（閣法第62号）（先議）

#### 【要 旨】

本法律案は、最近における外航海運をめぐる経済的事情の著しい変化等にかんがみ、代表者の全員及び業務を執行する役員が日本国民である会社の所有する船舶を日本船舶とする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 日本の法令により設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員が日本国民であるものが所有する船舶を日本船舶とすることとする。

2 罰則に関し所要の改正を行うこととする。

3 この法律は、公布の日から起算して2週間を経過した日から施行することとするとともに、この法律の施行に伴う所要の経過措置について定める。

## 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案（閣法第70号）

### 【要 旨】

本法律案は、有線放送の分野における規制の合理化を図るため、有線放送の業務を行う者の地位の承継に係る規定を整備し手続の簡素化を図るとともに、有線テレビジョン放送施設の設置許可について外国人等であることを欠格事由としないこととする等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正  
有線ラジオ放送の業務を行う者に合併等があったときの地位の承継に係る規定を整備する。
- 2 有線テレビジョン放送法の一部改正
  - (1) 有線テレビジョン放送施設の許可の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについて削除する。
  - (2) 有線テレビジョン放送施設者に合併等があったときの地位の承継に係る規定を整備する。
  - (3) 有線テレビジョン放送事業者に合併等があったときの地位の承継に係る規定を整備する。
- 3 施行期日  
この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

## 放送法の一部を改正する法律案（閣法第92号）

### 【要 旨】

本法律案は、地上放送の分野においてデジタル信号による送信をするテレビジョン放送等を導入するに際して、映像又は音声と文字、図形等とを併せ送る高度かつ多様な放送を行うことができるようにするため、テレビジョン放送等の定義に関する規定を整備する等の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的映像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送（文字、図形その他の映像又は信号を併せ送るものを含む。）をいうこととする等定義規定の改正を行う。
- 2 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

- 1 放送のデジタル化の推進に当たっては、デジタル技術を活用した高度で多彩な放送により視聴者がその成果を享受できるよう配慮すること。
- 2 地上放送のデジタル化の意義、国民生活・経済・社会への影響等をすみやかに国民に明らかにしその周知を図ること。また、国民の要望及び放送事業者の意見を十分に踏まえた計画を策定し、その実施に当たっては、視聴者の理解が得られるよう努めること。
- 3 地上放送のデジタル化によって、地域的、経済的な情報格差が生じないように十分に

配慮するとともに、高齢者、視聴覚障害者等の社会的弱者の情報アクセスが一層円滑に行われるよう努めること。

- 4 地上放送のデジタル化に要する放送事業者の設備投資に対し、これを支援する措置を講じること。また、デジタル化への移行期間において現行アナログ放送の視聴に障害が生じた場合、その対策に係る負担を安易に視聴者に転嫁しないよう配慮し、視聴者のデジタル放送受信に要する設備の変更等の負担を軽減するための諸施策を検討すること。
- 5 放送のデジタル化の推進に当たり、放送法の基本理念に基づき、表現の自由等について十分留意すること。
- 6 デジタル化によって促進される放送と通信の融合によってもたらされる情報通信産業の新たな展開に対応した行政の役割を検討するとともに、デジタル放送時代を見据え、より一層視聴者の利益を増進するための総合的施策及び法体系の在り方を検討すること。

右決議する。

## 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案（閣法第93号）

### 【要 旨】

本法律案は、デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の早期の普及を図るため、高度テレビジョン放送施設の整備を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 高度テレビジョン放送施設、高度テレビジョン放送施設整備事業等の定義を定める。
- 2 郵政大臣は、デジタルテレビジョン放送の早期普及を図るため、高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な方針を定め、これを公表する。
- 3 高度テレビジョン放送施設整備事業を実施しようとする者（当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。）は、当該事業の実施に関する計画を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 4 通信・放送機構は、通信・放送機構法（昭和54年法律第46号）第28条第1項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。
  - (1) 認定計画に係る高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うこと。
  - (2) 前号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 5 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 6 この法律は、平成22年12月31日までに廃止するものとする。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

- 1 高度テレビジョン放送施設整備事業の実実施計画の認定及び通信・放送機構が行う債務保証業務の実施に当たっては、公正かつ厳正な審査が行われるよう努めること。
- 2 地上放送のデジタル化に伴う放送事業者の設備投資に対し、一層の支援策を検討するとともに、デジタル化設備投資余力が脆弱な地方放送局に特段の配慮を行うこと。

右決議する。

## 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（平成11年度NHK予算）

### 【附帯決議】

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、正確かつ公正な報道と豊かな放送文化の創造に努めること。
- 一 協会は、その主たる経営財源が受信料であることにかんがみ、受信料制度への国民の理解促進を図るとともに、負担の公平を期するため、衛星契約を含む受信契約の確実な締結と収納の確保に努め、受信料免除の在り方についても、抜本的に検討を行うこと。  
また、引き続き、経営全般にわたる抜本的な見直しと全職員の意識改革に取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減に一層努めるとともに、関連団体の業務の在り方について検討すること。
- 一 協会は、視聴者の一層の理解と協力が得られるよう、協会及び関連団体の経営内容等の公開を含め、積極的な広報活動を行うとともに、経営及び番組編成に視聴者の意向が的確に反映されるよう努めること。
- 一 マルチメディア時代における放送をめぐる環境の変化に適切に対応し、デジタル放送の円滑な導入に向けた諸準備を推進するとともに、積極的な研究開発等に努めること。  
また、デジタル放送の導入に当たっては、視聴者の負担に十分配慮し、デジタル化の成果をあまねく国民が享受できるよう配慮すること。
- 一 放送が青少年に与える影響を深く自覚し、青少年の健全育成に配慮し、豊かな情操を養う放送番組の拡充に努めること。
- 一 障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を一層拡充するための総合的な施策を推進すること。
- 一 我が国に対する理解と国際間の交流を促進し、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送を一層拡充するとともに、十分な交付金を確保すること。
- 一 協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。  
右決議する。

## 地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）（先議）

### 【要旨】

本承認案件は、栃木県の南部地域における自動車の検査及び登録に関する事務の円滑化を図り、あわせて当該地域の住民の利便を増進するため、運輸省設置法第43条第1項の規定により、栃木県佐野市に、関東運輸局栃木陸運支局佐野自動車検査登録事務所を設置することについて、地方自治法第156条第6項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

#### (4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（13件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
43	鉄道事業法の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 19	11. 5. 10	11. 5. 13 可決 附帯決議	11. 5. 14 可決	11. 4. 13 運輸	11. 4. 27 可決 附帯決議	11. 5. 7 可決
44	道路運送法の一部を改正する法律案	〃	2. 19	5. 10	5. 13 可決 附帯決議	5. 14 可決	4. 13 運輸	4. 27 可決 附帯決議	5. 7 可決
45	海上運送法の一部を改正する法律案	〃	2. 19	5. 31	6. 3 可決 附帯決議	6. 4 可決	4. 13 運輸	4. 27 可決 附帯決議	5. 7 可決
46	航空法の一部を改正する法律案	〃	2. 19	5. 31	6. 3 可決 附帯決議	6. 4 可決	4. 13 運輸	4. 27 可決 附帯決議	5. 7 可決
50	特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の一部を改正する法律案	〃	2. 26	4. 14	4. 27 可決	4. 28 可決	3. 9 通信	3. 11 可決	3. 12 可決
51	通信・放送機構法の一部を改正する法律案	〃	2. 26	4. 14	4. 27 可決	4. 28 可決	3. 9 通信	3. 11 可決	3. 12 可決
56	電波法の一部を改正する法律案	参	2. 26	3. 19	4. 13 可決 附帯決議	4. 14 可決	4. 27 通信	5. 12 可決	5. 13 可決
57	郵便法の一部を改正する法律案	〃	2. 26	3. 19	4. 13 可決	4. 14 可決	4. 27 通信	5. 12 可決	5. 13 可決
61	道路運送車両法の一部を改正する法律案	〃	3. 2	4. 9	4. 15 可決	4. 16 可決	5. 13 運輸	5. 28 可決	5. 28 可決
62	船舶法の一部を改正する法律案	〃	3. 2	4. 9	4. 15 可決	4. 16 可決	5. 13 運輸	5. 26 可決	5. 28 可決
70	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案	衆	3. 9	5. 12	5. 18 可決	5. 21 可決	4. 13 通信	4. 28 可決	5. 7 可決
92	放送法の一部を改正する法律案	〃	4. 9	5. 12	5. 18 可決 附帯決議	5. 21 可決	4. 13 通信	4. 28 可決 附帯決議	5. 7 可決
93	高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案	〃	4. 9	5. 12	5. 18 可決 附帯決議	5. 21 可決	4. 13 通信	4. 28 可決 附帯決議	5. 7 可決

・国会の承認を求めるの件（2件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	11. 2. 26	11. 3. 16	11. 3. 23 承認 附帯決議	11. 3. 24 承認	11. 3. 9 通信	11. 3. 15 承認 附帯決議	11. 3. 16 承認
2	地方自治法第156条第6項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件	参	3. 2	4. 9	4. 15 承認	4. 16 承認	5. 13 運輸	5. 28 承認	5. 28 承認